

処 分 の 種 類	免許取消処分
処 分 年 月 日	令和元年5月20日
商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)	株式会社プロジェクトスタッフ (法人番号 4120001119880)
代 表 者	小林 博一
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(4)第48689号 平成28年10月3日
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区
<p>処 分 等 の 理 由</p> <p>被処分者は、平成30年11月30日に宅地建物取引業法(以下「法」という。)第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。</p> <p>また、本件に係る業務停止処分を受け、業務停止期間を経過した後も是正していない。</p> <p>このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当するが、情状が特に重い場合、法第66条第1項第9号に該当する。</p>	